

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第四百五十號

地方競馬騎手免許規則（昭和二十三年農林省令第七十六号）により次のように騎手免許試験を行うから志願者は試験当日試験場に申請書を提出せられたい。

昭和二十三年九月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、試験期日 昭和二十三年九月二十日、二十一日
 - 二、試験場 米子市皆生米子競馬場
 - 三、申請書 別記様式の申請書に戸籍抄本、履歴書、本籍地の市町村長の身分証明書及び名刺型の寫眞二葉を添え提出のこと。
- なお、証明書は次の各号の一に該当しない旨の証明書でなければならぬ。

昭和二十三年九月十五日
外

水曜日

- 一、禁治産者、準禁治産者及び破産者であつて復権を得ないもの。
 - 二、競馬に関する法律に違反して罰金以上の刑に処せられたもの。
 - 三、禁こ以上の刑に処せられたもの。
 - 四、競馬に関与することを禁止せられ又は停止せられたもの。
 - 五、騎手免許規則第十四條の規定（同條第一号の場合を除く）により免許を取り消されて五年を経過しないもの。
- 四、試験科目
- 一、身体検査
 - 二、学力考査
 - 三、人物試験
 - 四、騎乗技術（晴雨にかゝらず決行）
- 五、受検者は試験当日筆記用具及び晝食携行の上午前十時までに試験場受付係に届出ること。